

4 月 NEWS

今回は、所得拡大税制の概要についてご説明します。

創設時は平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日が適用期間でしたが、平成 26 年度税制改正において、平成 30 年 3 月 31 日まで適用期間が延長されたほか、平成 27 年度税制改正において適用要件が緩和されました。

【雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除（所得拡大税制）】

1、概要

この制度は、青色申告法人が平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度において、国内雇用者への給与等支給額が一定の要件を満たす場合に税額控除が認められるものです。

2、適用要件

以下の 3 要件をすべて満たしている必要があります。

①雇用者給与等支給額が、基準事業年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額より一定割合以上増加していること。

②適用を受けようとする事業年度の雇用者給与等支給額が、前事業年度の損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額以上であること。

③適用を受けようとする事業年度の平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額を超えていること。

3、税額控除限度額

雇用者給与等支給増加額の 10%相当額が税額控除の限度額です。

ただし、税額控除限度額がその事業年度の法人税額の 10%（中小企業者の場合は 20%）相当額を超える場合には、その相当額が限度となります。

4、平成 27 年度税制改正における条件緩和

〈適用要件①の一定割合の緩和〉

改正前

	増加割合
H27年度	3%
H28年度	5%
H29年度	5%

改正後

中小法人(中小企業者)	増加割合
H27年度	3%
H28年度	3%
H29年度	3%
大法人	増加割合
H27年度	3%
H28年度	4%
H29年度	5%

改正前は対象法人に対する給与等支給額の適用要件の増加割合が一律だったのに対し、改正後は中小企業の増加割合が平成 30 年 3 月 31 日までに開始する事業年度まで 3%に引き下げられました。より少ない増加割合で適用を受けることが可能になります。

5、その他

この税額控除は新設法人も適用を受けることができます。

また、法人の役員や、新規入社社員、退職者など一定の者は計算から除きます。

雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の適用と同時に適用を受けることはできません。

煩雑な計算過程は省略していますが、国内雇用者への給与が増加している場合、適用を受けることができる可能性があります。

また、適用の判定は各事業年度で行います。詳しくはお尋ねください。

【 4月の主な税務 】

4月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
4月11日	3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月2日	2月決算法人の確定申告
5月2日	2月、5月、8月、11月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
5月2日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
5月2日	8月決算法人の中間申告
5月2日	消費税の年税額が400万超の5月、8月、11月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
5月2日	消費税の年税額が4,800万超の1月、2月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)

【 スタッフの一言 】

福岡市内でも桜が満開になり、ようやく暖かくなり始めました。まだ朝晩の冷え込みが激しい日が続いていますので、体調管理に気を配り春の訪れを楽しみたいと思います。

萩野